（債務の履行をすることができない場合の公告）

第二十三条　令第十七条第二項第二号の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）により行うものとする。

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第二十五条　資金移動業者は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十七条　資金移動業者は、資金移動業の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～五　略］

（銀行等が行う為替取引との誤認防止）

第二十八条　［略］

２　資金移動業者は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

［一～三　略］

［号を削る。］

四‖　［略］

［項を削る。］

（利用者に対する情報の提供）

第二十九条　資金移動業者は、資金移動業の利用者との間で為替取引を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該為替取引に係る契約の内容についての情報を提供しなければならない。

一　為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結することなく為替取引を行う場合　為替取引に係る指図を行う利用者に対して次に掲げる事項を明示する方法

［イ～ニ　略］

ホ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合　当該資金移動業者が法第五十一条の四第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合　当該資金移動業者の法第五十一条の四第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ヘ　［略］

二　［略］

２　［略］

（債務の履行をすることができない場合の公告）

第二十三条　令第十七条第二項第二号の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行うものとする。

（個人利用者情報の安全管理措置等）

第二十五条　資金移動業者は、その取り扱う個人である資金移動業の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置）

第二十七条　資金移動業者は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～五　同上］

（銀行等が行う為替取引との誤認防止）

第二十八条　［同上］

２　［同上］

［一～三　同上］

四‖　資金移動業者がその利用者のために行う履行保証金の供託、履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約の別及び履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結している場合にあっては、これらの契約の相手方の氏名、商号又は名称

五‖　［同上］

３‖　資金移動業者は、その営業所において、資金移動業の利用者と為替取引を行う場合には、前項第一号から第四号までに掲げる事項を当該利用者の目につきやすいように窓口に掲示しなければならない。

（利用者に対する情報の提供）

第二十九条　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

(1)　指定資金移動業務紛争解決機関が存在する場合　当該資金移動業者が法第五十一条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定資金移動業務紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定資金移動業務紛争解決機関が存在しない場合　当該資金移動業者の法第五十一条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ヘ　［同上］

二　［同上］

２　［同上］